別表第七を次のように改める。

別表第七（第四条及び第五条関係）

一	牛	尿から分離したふんの天日乾燥による管理	○・○二〇	○・○三一
		尿から分離したふんの火力乾燥による管理	○	○・○三一
		乳用牛の尿から分離したふんの強制発酵による管理	○・○〇〇四四	○・○〇三九
		肉用牛の尿から分離したふんの強制発酵による管理	○・○〇〇三四	○・○〇三九
		乳用牛の尿から分離したふんの堆積発酵による管理	○・○三八	○・○三八
		肉用牛の尿から分離したふんの堆積発酵による管理	○・○〇一三	○・○二五
		尿から分離したふんの焼却による管理	○・○〇四〇	○・○〇一六
		乳用牛のふんから分離した尿の強制発酵による管理	○・○〇〇四四	○・○三一
		肉用牛のふんから分離した尿の強制発酵による管理	○・○〇〇三四	○・○三一
		乳用牛のふんから分離した尿の浄化による管理	○・○〇〇〇八七	○・○七九
		肉用牛のふんから分離した尿の浄化による管理	○・○〇〇〇六七	○・○七九
		乳用牛のふんから分離した尿の貯留による管理	○・○三九	○・○〇一六
		肉用牛のふんから分離した尿の貯留による管理	○・○三〇	○・○〇一六
		ふんと尿との混合物の天日乾燥による管理	○・○〇二〇	○・○三一
		ふんと尿との混合物の火力乾燥による管理	○	○・○三一
		乳用牛のふんと尿との混合物の強制発酵による管理	○・○〇〇四四	○・○三一
		肉用牛のふんと尿との混合物の強制発酵による管理	○・○〇〇三四	○・○三一
		乳用牛のふんと尿との混合物の堆積発酵による管理	○・○三八	○・○三八
		肉用牛のふんと尿との混合物の堆積発酵による管理	○・○〇一三	○・○二五
		乳用牛のふんと尿との混合物の浄化による管理	○・○〇〇〇八七	○・○七九
		肉用牛のふんと尿との混合物の浄化による管理	○・○〇〇〇六七	○・○七九
		乳用牛のふんと尿との混合物の貯留による管理	○・○三九	○・○〇一六
		肉用牛のふんと尿との混合物の貯留による管理	○・○三〇	○・○〇一六
二	豚	尿から分離したふんの天日乾燥による管理	○・○二〇	○・○三一
		尿から分離したふんの火力乾燥による管理	○	○・○三一
		尿から分離したふんの強制発酵による管理	○・○〇〇九七	○・○三九
		尿から分離したふんの堆積発酵による管理	○・○〇〇一六	○・○三九
		尿から分離したふんの焼却による管理	○・○〇〇四〇	○・○〇一六
		ふんから分離した尿の強制発酵による管理	○・○〇〇九七	○・○三一
		ふんから分離した尿の貯留による管理	○・○八七	○・○〇一六
		ふんから分離した尿の浄化による管理	○・○〇〇一九	○・○七九
		ふんと尿との混合物の強制発酵による管理	○・○〇〇九七	○・○三一
		ふんと尿との混合物の堆積発酵による管理	○・○〇一六	○・○三九
		ふんと尿との混合物の天日乾燥による管理	○・○〇二〇	○・○三一
		ふんと尿との混合物の火力乾燥による管理	○	○・○三一
		ふんと尿との混合物の浄化による管理	○・○〇〇一九	○・○七九
		ふんと尿との混合物の貯留による管理	○・○八七	○・○〇一六
三	鶏	ふんの天日乾燥による管理	○・○〇二〇	○・○三一
		ふんの火力乾燥による管理	○	○・○三一
		ふんの強制発酵による管理	○・○〇一四	○・○〇三九
		ふんの堆積発酵による管理	○・○〇一四	○・○三一
		ふんの焼却による管理	○・○〇四〇	○・○〇一六

別表第九を次のように改める。

別表第九（第四条関係）

一	食物くず	○・一四五
二	紙くず	○・一三六
三	繊維くず	○・一五〇
四	木くず	○・一五一
五	下水汚泥	○・一三三
六	し尿処理施設に係る汚泥	○・一三三
七	浄水施設（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定する水道施設であるものをいう。）に係る汚泥	○・○二五〇
八	製造業に係る有機性の汚泥	○・一五〇